

日田市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和4年11月7日

日田市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市においては、盆地内の平地から周囲の台地や山間地と変化に富み、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進しそれに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、中山間地では狭小で耕作条件の悪い農地があり、また、農業者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、遊休農地の発生が懸念されている。平地でも農業者の高齢化と担い手不足の傾向にあり、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら活力のある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、日田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は「日田市農業振興ビジョン」（平成29年3月日田市農業振興課策定）で令和3年度を中間目標年度、令和9年度を最終目標年度とする計画であることから、それに合わせ令和4年度に見直し令和9年度を目標とする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
当初(H29.4)	3,440 ha	63 ha	1.8 %
現状(R3.4)	3,310 ha	47 ha	1.4 %
目標(R10.3)	3,220 ha	45 ha	1.4 %

(注)管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

【目標設定の考え方】

遊休農地解消実績は15ha/年であるが、遊休農地発生は解消を上回っている現状にあり、農地の集積等を促進し現状維持とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従前からの農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）」に反映するように努め、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農地の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によってB分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、状況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2.担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集約面積(B)	集積率(B/A)
当初(H29.4)	3,440 ha	1,555 ha	45.2 %
現状(R3.4)	3,310 ha	1,875 ha	56.6 %
目標(R10.3)	3,220 ha	2,177 ha	67.6 %

【目標設定の考え方】

日田市農業振興ビジョン（平成29年3月策定、令和4年3月改訂）において、令和9年度の目標数値を2,177haとしていることから、令和9年度の目標数値を2,177haとする。

（2）担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」目標地図の素案作成について

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域資源に照らした実現の可能性がある「地域計画」目標地図の素案作成に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえてマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入を推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3.新規参入の促進について

（1）新規参入の促進目標

	新規参入者数(新規参入者取得面積)
当初(H29.4)	7人(7.0 ha)
現状(R3.4)	2人(1.2 ha)
目標(R10.3)	4人(2.6 ha)

【目標設定の考え方】

農地の権利移動を伴う新たな新規参入者の過去の推移を考慮し、令和9年までの各年度の目標を4経営体とする。

【参考】担い手の育成・確保

	総農家数	担い手		
		認定農業者	認定新規農業者	特定農業団体その他の集落営農組織
当初 (H29.4)	4,033	369 経営体	19 経営体	36 団体
現状 (R3.4)	3,308	258 経営体	21 経営体	36 団体
目標 (R10.3)	2,508	280 経営体	20 経営体	36 団体

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談に応じる。

② 新規就農フェア等への参加について

市・農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受入とフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参加の推進について

担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の促進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、農業への新規参入者（法人を含む。）に対する地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

⑤ 農地付き空き家バンクについて

新規就農やUターンにより、市内の農地付き空き家の有効活用を行い、良好な住環境の確保と定住促進による地域活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」で登録された農地付き空き家の活用をする。